

平成 28 年 3 月 1 日

家庭用品品質表示法に基づく電気機械器具品質表示規程の改正について

本日、電気冷蔵庫に関する表示について、家庭用品品質表示法（※）に基づく電気機械器具品質表示規程が改正されました。

※ 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。電気機械器具に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、電気機械器具品質表示規程（平成 9 年通商産業省告示第 673 号）において定められています。

1 改正の趣旨

電気冷蔵庫に関する JIS 規格の改正を踏まえ、電気機械器具品質表示規程について所要の改正を行いました。

2 改正の概要

- （１）定格内容積及び消費電力量の表示に関して、算出方法を使用実態に近づけました。
- （２）消費電力量の表示に関して、表示値の許容範囲を縮小しました。

改正前の許容範囲	+15%
改正後の許容範囲	+ 7 %

3 施行日

平成 28 年 3 月 1 日（ただし、平成 29 年 2 月 28 日までの間は、事業者に対する周知及び事業者の準備期間の確保のため、従前の例によることができることとしています。）

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：北原、和田
電話：03-3507-9205（直通）

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 ○電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（表示事項） 第一条 （略） （遵守事項） 第二条 （略） 別表第一（第一条関係） （略） 別表第二（第二条関係） （略） 五 電気冷蔵庫 （略） （一） 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一―三（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出）に規定する 定格内容積（冷凍冷蔵庫（日本工業規格C九六〇七（電気 冷蔵庫及び電気冷凍庫）に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以 下同じ。）にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室 の定格内容積）をリットル単位で表示することとし、この 場合（冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうち その数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。）に おける許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセン ト又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方と する。	（表示事項） 第一条 （略） （遵守事項） 第二条 （略） 別表第一（第一条関係） （略） 別表第二（第二条関係） （略） 五 電気冷蔵庫 （略） （一） 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法）に規 定する定格内容積（冷凍冷蔵庫（日本工業規格C九六〇七 （電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）に規定する冷凍冷蔵庫をい う。以下同じ。）にあつては、全定格内容積、冷凍室及び 冷蔵室の定格内容積）をリットル単位で表示することとし、 この場合（冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積の うちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。） における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセ ント又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方 とする。 なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切

なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵庫用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。

- (二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一―三(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス七パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) 〃 (六) (略)

り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵庫用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること

- (二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一―(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十五パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) 〃 (六) (略)